



兵庫労働局発表
平成 27 年 7 月 30 日

【照会先】

兵庫労働局雇用均等室

室長 四方 智美

地方短時間労働指導官 越沼 綾乃

(直通電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

労働者からの相談が3年連続増加

～兵庫県内における平成 26 年度育児・介護休業法施行状況について～

兵庫労働局（局長 中山明広）は、このほど平成 26 年度の育児・介護休業法に関する相談、紛争解決の援助、是正指導の状況について取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1 相談の状況

- ・平成 26 年度に兵庫労働局雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法関係の相談は、1,888 件。
(図 1)
- ・事業主からの相談は減少しているが、労働者からの相談は 334 件で、**平成 24 年度以降 3 年連続増加**。男女別にみると、育児関係では 9 割を女性労働者（287 件中 255 件）が占める一方、介護関係では 3 分の 1 が男性労働者（47 件中 15 件）となった。(図 1、図 2、資料 No. 1-1(2))
- ・労働者からの相談の内容をみると、「育児休業」が 86 件と最も多く、次いで「育児休業等に係る不利益取扱い事案」が 51 件、育児の「所定労働時間の短縮措置等(23 条)」が 41 件。また、育児中の「労働者の配置に関する配慮に係る事案」(10 件)は前年度(平成 25 年度 2 件)に比べ 5 倍と、最も増加が顕著。(図 2、資料 No. 1-1(2))
- ・「育児休業等に係る不利益取扱い事案」の内容をみると「不利益な配置転換」が 18 件と最も多く、次いで「雇用形態、労働契約内容の変更の強要」が 10 件、「退職勧奨」が 9 件で、育児中の「労働者の配置に関する配慮に係る事案」が増加したことを踏まえると、**育児休業復帰後、あるいは育児中の配置転換に関してトラブルとなるケースが多いことがうかがえる**。(表 2)

2 労働局長による紛争解決の援助の状況（表3）

- ・労働局長による紛争解決の援助の申立件数は10件（前年度6件）。そのうち2件は介護関係。内容は「育児休業等に係る不利益取扱い事案」が4件と最も多い。
- ・平成26年度中に援助を終了した9件のうち、8件が解決（88.9%）。

3 是正指導の状況（資料No. 1－3）

- ・育児・介護休業法に沿った就業規則の整備や雇用管理の状況について、146事業所に対し報告徴収を実施（前年度208事業所）。このうち、何らかの育児・介護休業法違反が確認された140事業所（前年度204事業所）に対し、663件の助言（前年度729件）を行った。

添付資料

- 1 兵庫労働局雇用均等室における育児・介護休業法の施行状況
- 2 兵庫労働局雇用均等室における相談対応事例
- 3 兵庫労働局雇用均等室における紛争解決援助事例
- 4 雇用均等室は、こんな仕事をしています
- 5 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内

1 相談の状況

(1) 雇用均等室への相談 (図1、表1、資料No. 1-1(1))

- 平成26年度に兵庫労働局雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法関係の相談は、1,888件で、前年度(1,916件)をわずかに下回った。改正育児・介護休業法が全面適用となった平成24年度以降、減少傾向となっている。
- 相談者の内訳をみると、事業主からの相談が最も多く1,314件(69.6%)で、労働者からは334件(17.7%)となっている。平成24年度以降、事業主からの相談は減少しているが、労働者からの相談は3年連続増加している。
- 相談内容の内訳をみると、育児関係(1,365件)では、「育児休業」が441件(32.3%)と最も多く、次いで「所定労働時間の短縮措置等(23条)」が276件(20.2%)、「子の看護休暇」が108件(7.9%)となっている。
- 介護関係(523件)では、「介護休業」が152件(29.1%)と最も多く、次いで「介護休暇」が92件(17.6%)、「所定労働時間の短縮措置等(23条)」が81件(15.5%)となっている。

図1 相談件数の推移

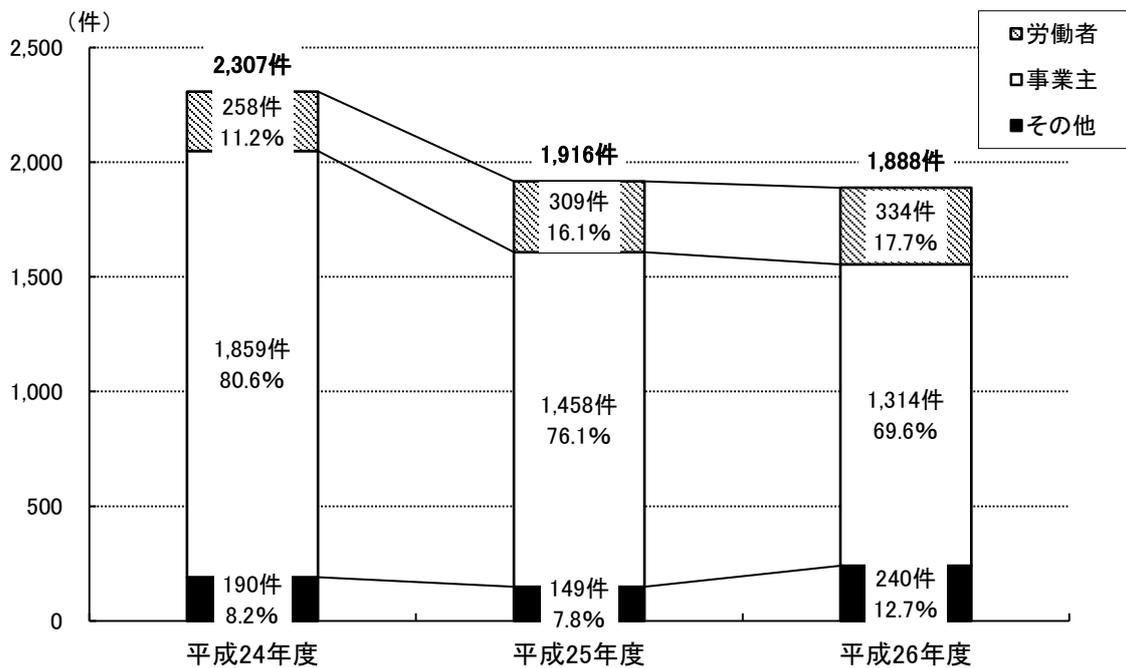


表 1 相談内容の内訳の推移（件）

相談の内容		相談者	平成26年度	平成25年度	平成24年度
育児関係	育児休業		441 (32.3%)	482 (35.8%)	516 (32.7%)
	子の看護休暇		108 (7.9%)	123 (9.1%)	168 (10.6%)
	不利益取扱い		78 (5.7%)	83 (6.2%)	73 (4.6%)
	所定外労働の制限		92 (6.7%)	93 (6.9%)	157 (9.9%)
	時間外労働の制限		90 (6.6%)	74 (5.5%)	120 (7.6%)
	深夜業の制限		86 (6.3%)	83 (6.2%)	114 (7.2%)
	所定労働時間の短縮措置等(23条) ^{*1}		276 (20.2%)	308 (22.8%)	336 (21.3%)
	所定労働時間の短縮措置等(24条) ^{*2}		70 (5.1%)	57 (4.2%)	29 (1.8%)
	労働者の配置に関する配慮に係る事案		10 (0.7%)	3 (0.2%)	5 (0.3%)
	休業期間等の通知		52 (3.8%)	31 (2.3%)	30 (1.9%)
	その他		62 (4.5%)	11 (0.8%)	31 (2.0%)
小計			1,365 (100.0%)	1,348 (100.0%)	1,579 (100.0%)
介護関係	介護休業		152 (29.1%)	206 (36.3%)	226 (31.0%)
	介護休暇		92 (17.6%)	107 (18.8%)	165 (22.7%)
	不利益取扱い		2 (0.4%)	5 (0.9%)	2 (0.3%)
	時間外労働の制限		53 (10.1%)	61 (10.7%)	85 (11.7%)
	深夜業の制限		54 (10.3%)	60 (10.6%)	87 (12.0%)
	所定労働時間の短縮措置等(23条) ^{*3}		81 (15.5%)	97 (17.1%)	127 (17.4%)
	所定労働時間の短縮措置等(24条) ^{*4}		31 (5.9%)	3 (0.5%)	4 (0.5%)
	労働者の配置に関する配慮に係る事案		0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)
	休業期間等の通知		33 (6.3%)	24 (4.2%)	20 (2.7%)
	その他		25 (4.8%)	5 (0.9%)	10 (1.4%)
	小計			523 (100.0%)	568 (100.0%)
合計			1,888	1,916	2,307

*1 3歳に満たない子を養育する労働者に関する措置

*2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置

*3 対象家族を介護する労働者に関する措置

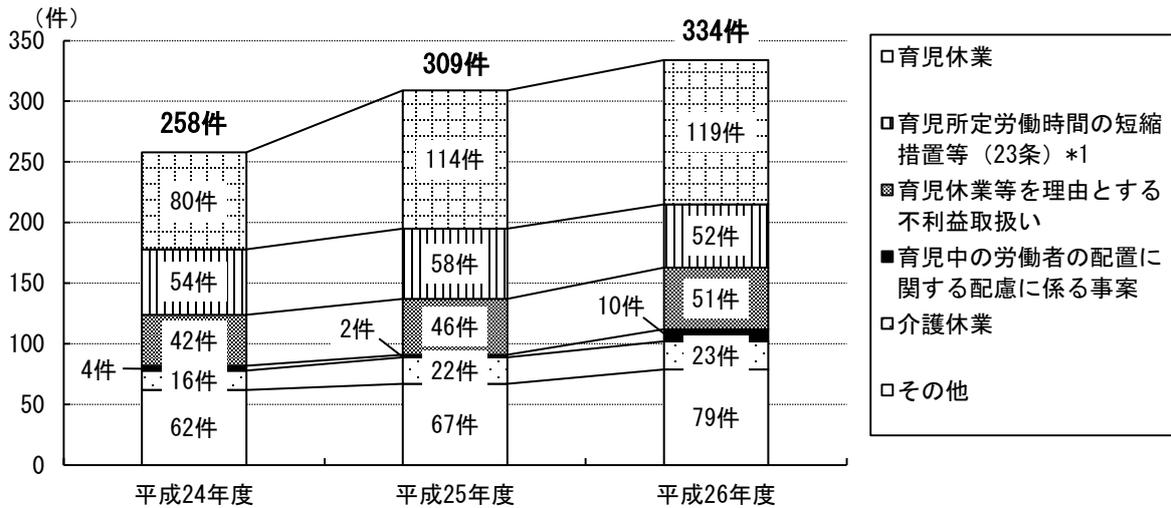
*4 家族(対象家族及び一定の親族)を介護する労働者に関する措置

以下同じ

(2) 労働者からの相談 (図1、図2、表1、資料No. 1-1(2))

- 労働者からの相談は334件と前年度(309件)に比べ25件増加し、平成24年度以降3年連続増加傾向にある。
- 男女別にみると、女性労働者からの相談は287件(育児関係255件、介護関係32件)、男性労働者からは47件(育児関係32件、介護関係15件)だった。
- 育児関係では9割を女性労働者(287件中255件)が占める一方、介護関係では3分の1が男性労働者(47件中15件)となった。

図2 労働者からの相談内容の推移



(3) 自らの権利行使に関わる相談 (図3、表2、資料No. 1-1(2))

- ・(2)の労働者からの相談のうち自らの権利行使に関する相談は、117件(前年度117件)で、育児関係が111件(前年度110件)、介護関係が6件(前年度7件)だった。
- ・育児関係について相談内容別にみると、「育児休業に係る不利益取扱い」が42件(37.8%、前年度36件)と最も多く、次いで「育児休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)」が23件(20.7%、前年度21件)、「所定時間短縮等の措置等(23条)」が11件(9.9%、前年度17件)となっている。
- ・「育児休業に係る不利益取扱い事案」及び「育児休業以外に係る不利益取扱い」(計51件)の内容をみると「不利益な配置転換」が18件と最も多く、次いで「雇用形態、労働契約内容の変更の強要」が10件、「退職勧奨」が9件だった。育児中の「労働者の配置に関する配慮に係る事案」が増加したことを踏まえると、育児休業から復職後、あるいは育児中の配置転換に関してトラブルとなるケースが多いことがうかがえる。

図3 育児関係の権利行使に関する相談の内訳

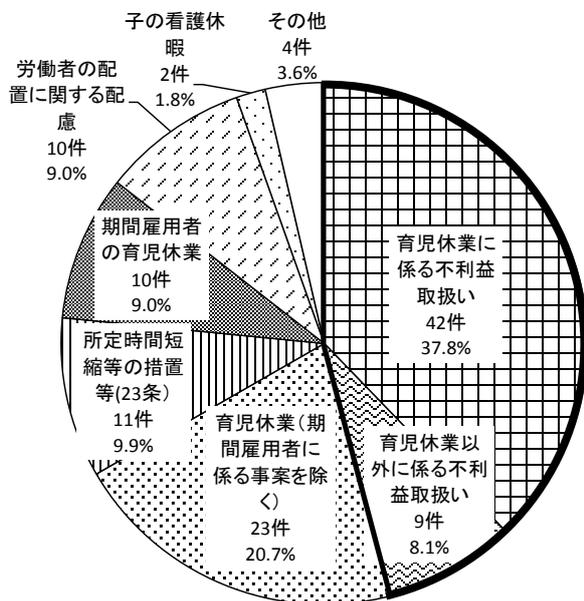


表2 育児休業等に係る不利益取扱い(51件)の内容(M. A.)

不利益な配置転換	18
雇用形態、労働契約内容の変更の強要	10
退職勧奨	9
減給、賞与等不利益な算定	6
解雇	5
雇止め	4
降格	1
その他	1
合計	54

※ 1件の相談であっても、不利益取扱いが複数の種類に及ぶ場合は、それぞれに計上。

2 労働局長による紛争解決の援助の状況（育児・介護休業法第52条の4）

（表3、資料No. 1-2）

- ・平成26年度に新たに受理された紛争解決援助件数は10件（前年度6件）。そのうち2件は介護関係だった。
- ・内容をみると、「育児休業等に係る不利益取扱い事案」が4件と最も多くなっている。
- ・平成26年度中に援助を終了した9件のうち、8件が解決（88.9%）している。

表3 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数の内訳（件）

		平成26年度	
		女性労働者	男性労働者
育児関係	育児休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	2	0
	期間雇用者の育児休業に係る事案	1	0
	育児休業等に係る不利益取扱い事案	4	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	1	0
	小計	8	0
介護関係	期間雇用者の介護休業に係る事案	1	1
	介護休暇に係る事案	1	1
	小計	2	2
合計		10	2

3 是正指導の状況（育児・介護休業法第56条、58条）（資料No. 1-3）

- ・育児・介護休業法に沿った就業規則の整備や雇用管理の状況について、146事業所に対し報告徴収を実施（前年度208事業所）し、このうち、何らかの育児・介護休業法違反が確認された140事業所（前年度204事業所）に対し、663件の助言（前年度729件）を行った。
- ・指導内容としては、育児関係(362件)では、「所定労働時間の短縮措置等(24条)」が92件(25.4%)、「所定労働時間の短縮措置等(23条)」が70件(19.3%)、「育児休業制度」が54件(14.9%)、介護関係(203件)では、「所定労働時間の短縮措置等(23条)」が61件(30.0%)、「介護休業制度」が50件(24.6%)、「介護休暇の制度」が36件(17.7%)となっている。
- ・前年度からの指導中のものも含め、99.5%が平成26年度中に是正している。

兵庫労働局雇用均等室における育児・介護休業法の施行状況

1 相談件数

(1)相談者別相談内容の内訳

①育児関係

相談の内容	相談者	相談者			平成26年度	平成25年度	平成24年度
		労働者	事業主	その他			
制度関係	育児休業制度	86	231	82	399	425	489
	子の看護休暇の制度	14	84	7	105	123	168
	所定外労働の制限	10	73	8	91	93	155
	時間外労働の制限の制度	5	76	8	89	74	120
	深夜業の制限の制度	6	73	7	86	82	111
	所定労働時間の短縮措置等(23条)*1	41	168	52	261	287	324
	所定労働時間の短縮措置等(24条)*2	4	62	4	70	56	28
	休業期間等の通知	4	46	2	52	31	29
	その他	6	41	11	58	11	29
	小計	176	854	181	1,211	1,182	1,453
権利行使関係	育児休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	23	3	3	29	31	24
	期間雇用者の休業に係る事案	10	2	1	13	26	3
	子の看護休暇に係る事案	2	1	0	3	0	0
	育児休業に係る不利益取扱い事案	42	22	2	66	70	61
	育児休業以外に係る不利益取扱い事案	9	3	0	12	13	12
	所定外労働の制限に係る事案	0	1	0	1	0	2
	時間外労働の制限に係る事案	0	1	0	1	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	0	0	1	3
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案*1	11	3	1	15	21	12
	所定労働時間の短縮措置等(24条)に係る事案*2	0	0	0	0	1	1
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	10	0	0	10	3	5
	休業期間等の通知に係る事案	0	0	0	0	0	1
	その他	4	0	0	4	0	2
	小計	111	36	7	154	166	126
合計	287	890	188	1,365	1,348	1,579	

②介護関係

相談の内容	相談者	相談者			平成26年度	平成25年度	平成24年度
		労働者	事業主	その他			
制度関係	介護休業制度	21	106	21	148	203	224
	介護休暇の制度	12	70	8	90	106	164
	時間外労働の制限の制度	2	49	2	53	61	85
	深夜業の制限の制度	1	49	3	53	60	87
	所定労働時間の短縮措置等(23条) *3	5	66	10	81	97	127
	所定労働時間の短縮措置等(24条) *4	0	30	1	31	3	4
	休業期間等の通知	0	32	1	33	24	20
	その他	0	19	5	24	5	10
	小計	41	421	51	513	559	721
権利行使関係	介護休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	1	2	0	3	2	2
	期間雇用者の休業に係る事案	1	0	0	1	1	0
	介護休暇に係る事案	2	0	0	2	1	1
	介護休業等に係る不利益取扱い事案	1	1	0	2	5	2
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0	0	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	1	1	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案 *3	0	0	0	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(24条)に係る事案 *4	0	0	0	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	0	0	0	0	2
	休業期間等の通知に係る事案	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	1	0	0
小計	6	3	1	10	9	7	
合計	47	424	52	523	568	728	

*1 3歳に満たない子を養育する労働者に関する措置

*2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置

*3 対象家族を介護する労働者に関する措置

*4 家族(対象家族及び一定の親族)を介護する労働者に関する措置 以下同じ

(2)労働者からの相談内容の推移

①育児関係

相談の内容	相談者	相談者		平成26年度	平成25年度	平成24年度
		女性	男性			
制度関係	育児休業制度	77	9	86	71	58
	子の看護休暇の制度	8	6	14	11	7
	所定外労働の制限	6	4	10	8	16
	時間外労働の制限の制度	3	2	5	2	6
	深夜業の制限の制度	4	2	6	8	6
	所定労働時間の短縮措置等(23条)*1	37	4	41	41	43
	所定労働時間の短縮措置等(24条)*2	4	0	4	6	0
	休業期間等の通知	4	0	4	1	0
	その他	6	0	6	2	4
	小計	149 (84.7%)	27 (15.3%)	176 (100.0%)	150 (うち女性140)	140 (うち女性134)
権利行使関係	育児休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	21	2	23	21	20
	期間雇用者の休業に係る事案	10	0	10	22	2
	子の看護休暇に係る事案	1	1	2	0	0
	育児休業に係る不利益取扱い事案	41	1	42	36	33
	育児休業以外に係る不利益取扱い事案	8	1	9	10	9
	所定外労働の制限に係る事案	0	0	0	0	1
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	0	1	3
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案*1	11	0	11	17	11
	所定労働時間の短縮措置等(24条)に係る事案*2	0	0	0	1	1
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	10	0	10	2	4
	休業期間等の通知に係る事案	0	0	0	0	1
	その他	4	0	4	0	1
小計	106	5	111	110 (うち女性107)	86 (うち女性86)	
合計	255 (88.9%)	32 (11.1%)	287 (100.0%)	260 (うち女性247)	226 (うち女性220)	

②介護関係

相談の内容		相談者		平成26年度	平成25年度	平成24年度
		女性	男性			
制度関係	休業制度	17	4	21	20	14
	介護休暇の制度	8	4	12	12	9
	時間外労働の制限の制度	1	1	2	2	0
	深夜業の制限の制度	0	1	1	1	1
	所定労働時間の短縮措置等(23条)*3	4	1	5	6	1
	所定労働時間の短縮措置等(24条)*4	0	0	0	0	0
	休業期間等の通知	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	1
	小計	30 (73.2%)	11 (26.8%)	41 (100.0%)	42 (うち女性24)	26 (うち女性19)
権利行使関係	介護休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	0	1	1	1	2
	期間雇用者の休業に係る事案	0	1	1	1	0
	介護休暇に係る事案	0	2	2	1	1
	介護休業等に係る不利益取扱い事案	1	0	1	4	1
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案*3	0	0	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(24条)に係る事案*4	0	0	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	0	0	0	2
	休業期間等の通知に係る事案	0	0	0	0	0
	その他	1	0	1	0	0
小計	2 (33.3%)	4 (66.7%)	6 (100.0%)	7 (うち女性6)	6 (うち女性4)	
合計	32 (68.1%)	15 (31.9%)	47 (100.0%)	49 (うち女性30)	32 (うち女性23)	

2 兵庫労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

内 容		平成26年度	平成25年度	平成24年度
育児関係	育児休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	2	0	1
	期間雇用者の休業に係る事案	1	3	0
	子の看護休暇に係る事案	0	0	0
	育児休業に係る不利益取扱い事案	3	3	3
	育児休業以外に係る不利益取扱い事案	1	0	1
	所定外労働の制限に係る事案	0	0	0
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案 *1	0	0	1
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	1	0	0
	小 計	8	6	6
介護関係	介護休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	0	0	0
	期間雇用者の休業に係る事案	1	0	0
	介護休暇に係る事案	1	0	0
	介護休業等に係る不利益取扱い事案	0	0	0
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案 *3	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	0	0
小 計	2	0	0	
合 計		10	6	6

3 報告徴収(行政指導)の状況(育児・介護休業法第56、58条)

内 容		平成26年度	平成25年度	平成24年度
育児関係	育児休業制度	54 (14.9%)	87	124
	子の看護休暇の制度	50 (13.8%)	62	113
	所定外労働の制限	37 (10.2%)	27	90
	時間外労働の制限の制度	38 (10.5%)	41	61
	深夜業の制限の制度	21 (5.8%)	11	18
	所定労働時間の短縮措置等(23条)*1	70 (19.3%)	75	90
	所定労働時間の短縮措置等(24条)*2	92 (25.4%)	164	162
	休業期間等の通知	0 (0.0%)	3	0
	休業に係る不利益取扱い事案	0 (0.0%)	1	0
	休業期間等の通知に係る事案	0 (0.0%)	1	1
小 計	362 (100.0%)	472	659	
介護関係	介護休業制度	50 (24.6%)	43	39
	介護休暇の制度	36 (17.7%)	25	95
	時間外労働の制限の制度	32 (15.8%)	19	36
	深夜業の制限の制度	22 (10.8%)	11	18
	所定労働時間の短縮措置等(23条)*3	61 (30.0%)	36	36
	所定労働時間の短縮措置等(24条)*4	2 (1.0%)	0	0
	休業期間の通知	0 (0.0%)	0	0
	小 計	203 (100.0%)	134	224
職業家庭両立推進者		98	123	128
合 計		663	729	1,011

兵庫労働局雇用均等室における相談対応事例

●育児休業取得を理由に昇給の対象とされなかった事案

◆女性労働者からの相談内容

- ・育児休業後はフルタイムで復帰し、昇給の算定期間（1年間）のうち、約半年間出勤しているにもかかわらず、育児休業を取得したことを理由として、育休開始年度または次年度は一律昇給させないという取扱いに納得ができない。

◆雇用均等室の対応

- ・育児休業を理由として、賞与等において休業期間を超えて働かなかったものとして取り扱うといった算定を行う等の不利益取扱いは禁止されている旨説明。室が送付した関係資料を示しつつ、事業主に説明を求めるよう助言。

◆結果

- ・雇用均等室の助言を受け、相談者が事業主と話し合いを行った結果、事業主は法の認識不足を認め、さかのぼって昇給扱いとなり、差額分についても支払われることになった。

●短時間勤務の申出をしたところ休業又は退職を求められた事案

◆女性労働者からの相談内容

- ・育児休業からの復帰に当たり短時間勤務制度を利用したい旨を伝えたところ、事業主からフルタイムで勤務できないのであれば引き続き休業するか退職してほしいと言われた。
- ・短時間勤務を利用できないと保育園の送迎が困難になるため短時間勤務を利用したい。

◆雇用均等室の対応

- ・短時間勤務の申出をしたことを理由として、事業主が育児休業の終了予定日を超えて休業することや退職を強要することは不利益取扱いに当たることを説明し、事業主に対し、再度希望を伝えるよう助言。

◆結果

- ・雇用均等室の助言を受け、相談者が事業主と話し合いを行った結果、希望どおり復帰し、短時間勤務を取得できることになった。

兵庫労働局雇用均等室における紛争解決援助事例

●育児休業の取得を理由とする不利益取扱い

◆女性労働者からの申立内容

- ・ 事業主に妊娠を報告し、「産前・産後休業、育児休業を取得したい」と希望を伝えたところ、「産休等の取得は認められない。自己都合退職するか、休業終了後、転居が必要な遠方の事業所に転勤するのであれば取得を認める。」と言われたが、もともと事務職には転居を伴う転勤がなく、事実上の退職勧奨だと思う。
- ・ 産前・産後休業、育児休業取得後、現在勤務している事業所に復帰したい。

◆事業主からの事情聴取

- ・ 現在申立者が勤務する事業所は、休業中は代替要員を雇入れる必要があるが、申立者復帰後は余剰人員が生じてしまう。
- ・ 育児休業復帰後は、子の病気等で急な欠勤等が増えると考えられるが、人員が多い事業所であれば、急な欠勤等にも対応できるし、申立者にとっても働きやすい環境に違いないと考え、別の事業所への復帰を提示したものの。

◆労働局長による援助

- ・ 申立者の復帰にあたって、余剰人員となることを理由に、転居を伴う事業所への転勤を求めることは、育児休業等の取得を理由とする不利益取扱いに該当すること。
- ・ 申立者の希望する期間、産前・産後休業、育児休業の取得を認め、復帰後に別事業所に事務職を転勤させる必要が生じた場合には、申立者の育児の状況に十分配慮するよう助言。

◆結果

- ・ 申立者は希望どおり産前・産後休業、育児休業を取得するとともに、事業主は申立者復帰後、育児の状況に十分配慮することを約し終了。